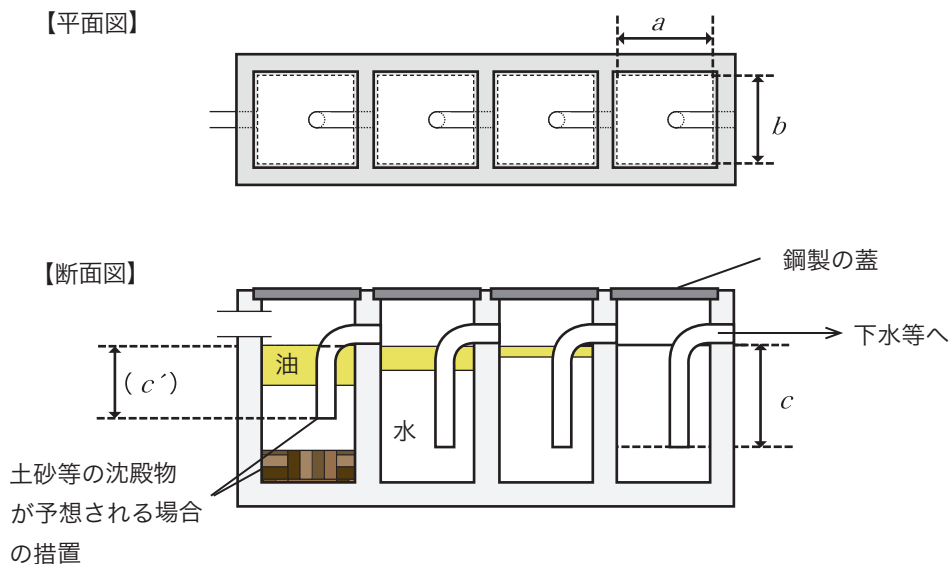


## 別記第10 油分離槽

油分離装置として、油分離槽を設置する場合は、次によること。

- (1) 予想される油の量に応じ有効に油を分離することができるものとし、その槽数は、3槽式又は4槽式とすること。〔S47.4.6自消丙予発44〕（図4-10-1参照）
- (2) FRP製の油分離装置は、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形等を生じさせないように設置されているものであること。〔S47.5.4.消防予97〕
- (3) 硬質塩化ビニール製の油分離装置は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。〔S49.10.16消防予121〕
  - ア 材質は硬質塩化ビニール板（JIS K 6745適合）であること。
  - イ 分離槽に直接荷重のかからない構造であること。
  - ウ 「熱硬化性プラスチックの一般試験法」（JIS K 6911）の規格に準じた耐熱試験において不燃性に該当するものであること。z
- (4) 比重が1をこえる危険物が排水溝に流入するおそれのある場合は、危険物が槽の下部に滞留する構造の油分離装置とすること。



$$\text{有効貯油量} : a \times b \times c \times \text{槽数} + a \times b \times (c') \times \text{槽数}$$

図4-10-1 油分離槽の例